日本政府・企業は人権重視の ビジネスに転換できるのか

植民地下ナミビア産ウラン「密輸」告発運動と人権市民活動家「カ」の軌跡

上林 陽治
（コミュニティ政策学科教員）

2011年に国連人権理事会が全会一致で定めた「ビジネスと人権指導原則」は、企業活動による人権リスクを最小化することは、人権を保護する国家の義務であり、人権を尊重する企業の責任であるとした。これを踏まえ、EUでは、それまで企業の自発性に委ねていた人権デューデリジェンス（事業活動で生じる人権侵害のリスクを把握し、予防策を講じること）を、罰則規定付きで義務化する（2022年２月欧州委員会コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案）。すでに2015年に英国が強制労働や人身取引を排除する取り組みの開示を義務付け、フランスやオーストラリアでも同様の法律がつくられている。

日本政府も、2016年11月、ビジネスと人権に関する国別行動計画を作成するとし、経団連や消費者団体、日弁連等のステークホルダーを集めた意見交換会を開催し、2020年10月には、「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を取りまとめた。その一方で、現代の奴隷制と揶揄される技能実習制度は見直さないなど、実効性を有さぬままだった。

2022年９月13日には、経済産業省が人権デューデリジェンス指針ガイダンスをまとめたが、欧米諸国では標準化しつつある罰則つきの法制化の道筋は示されないままだ。

このように日本は欧米と比べ、「ビジネスと人権」に関する対応が遅れている。それは近代以降の日本政府・日本企業のビジネスモデルが、人権に配慮しないままに当面の短期的利益を追求してきたからである。

なぜこうなってしまったのか。要因の第１は、日本政府の国益概念が経済的利益一辺倒であること、したがって経済的利益に反する行為が国益を損なうものと捉えられてきたからであり、ここから派生して第２の要因として、経済的利益より人権重視を標榜する国内外の人権団体のパフォーマンスはすべて反国益的行為

とみなされ、当該人権市民団体との対話が不足し、政府や企業自身の行為を自省する機会を喪失してきたからである。

本稿は、アパルトヘイト政権下の南アフリカ（以下、「南ア」）によって植民地とされてきたナミビアから、国連決議に反し、日本の電力各社がナミビア産ウランを「密輸」していたこと、そして国内外の人権市民団体が「密輸」のカラクリを暴き、告発運動を展開した経過をたどり、その過程がマスコミ報道されるなかで、日本政府・企業がどのようにパフォーマンスを変えたかの過程を記している。この過程を辿ることにより、「ビジネスと人権」というポスト新自由主義時代の人権基軸の外交・ビジネス戦略へ転換するには、いかなる要素が必要なのかを知る手掛かりになる。本稿の目的はここにある。

Ⅰ　ナミビア・ウラン「密輸」問題とは何か

アフリカ大陸の南西端に位置し、アフリカ最後の植民地といわれたナミビアは、1990年３月21日に独立した。かつてはドイツ植民地だったが、第１次大戦後には南アの委任統治領となる。第２次大戦後、南アは一方的にナミビアを同国領へ編入し、南ア国内で制度化されていたアパルトヘイト（人種隔離政策）を導入した。1966年、国連総会は南アの委任統治終了と国連統治下におくことを圧倒的多数で可決、ナミビア統治権者として国連ナミビア理事会を設置[1]したが、南アは不法占領を続けた。

南アがナミビアを手放さなかった理由は、ウラン、ダイヤモンド、金、亜鉛などの天然資源の宝庫だからであり、水産資源にも恵まれていたからである。不法統治下のナミビアからの天然資源の流出を怖れた国連ナミビア理事会は、1974年、「ナミビア天然資源保護に関する布告第１号」（以下、「布告第１号」）を制定、あらゆる天然資源の持ち出しを禁止するとともに、持ち出された資源に関しては「密輸品」として扱うことを宣言した。

ところが日本は布告第１号を無視し、ナミビアからの天然資源を「密輸」していた。後に詳細に述べるが、とりわけ日本の電力会社は、1977年以来、ナミビアから天然ウランを「密輸」し続け、日本の原子力発電の燃料ウランの４分の１がナミビア産だったのである。また日本に輸入されるロブスターの３分の１がナミビア産だった。

Ⅱ　国連「ナミビア即時独立のための国際会議」（1986年）

1986年７月７～11日、オーストリアの首都ウィーンで開催された「ナミビア即時独立のための国際会議」で、ナミビア天然資源の日本への「密輸」が国連の場で告発された[2]。

同会議にはNGO関係参加者として日本より日本反アパルトヘイト委員会の「カ」

が国連より招待されていた[3]。また日本政府は、オーストリア大使館員をして同会議にオブザーバー参加させるとともに、以下の対処方針でのぞむこととした[4]。

○天然資源に関するナミビア理事会布告については、その政治的意義は十分理解しており、既に通産省公報及びJETRO通商公報を通じ、1975年5月同布告を民間に周知せしめる措置をとった。

○我が国企業のナミビア産ウラン輸入の実績はない。特に我が国の民間企業（国内電力）が有していた契約については、1982年10月に破棄している。（また、第三国経由でナミビアからのウラン購入を行っているとのありうべき非難に対しては政府としては、ナミビアからのかかるウラン輸入が行われていることは承知していない）。」

さらに会議において日本問題が俎上に上った場合においては、「ナミビア理事会の承認しないナミビア産品の輸入を禁ずる同理事会布告第一号は、法律上の権利義務関係を生ずるものではないとの理解になっているが、政治的意義は認めうるとの立場であり、その範囲内で、政府は、通産省公報等を通じ布告第一号を尊重する」ことを踏まえつつ、「（経済関係の指摘に関しては―引用者）今次会議において我が国としては何らコメントしないこととする」としていた[5]。

同年7月8日午前の全体委において日本反アパルトヘイト委員会の「カ」が専ら日本政府批判にしぼった発言を行い、特に日本政府がナミビアのウランを秘かに輸入していることを非難し、且つ説明を求める決議を採択し、また魚類特にロブスターの輸入停止につき国際監視システムを設けるようNGO参加者にアッピールする旨主張した[6]。これに対し、オブザーバー参加のオーストリア大使館員は、午後の全体委員会冒頭に発言を求め「カ」発言の細部に触れることは避け、対処方針のラインに沿って、日本の基本的ナミビア政策を中心に説明した[7]。

7月8日の全体会の模様を記した注7の外交文書は、続けて次のように記している。

「当方の発言後「カ」よりコメントは行われなかったが、右会議終了後「カ」は当方にアプローチ越し、日本政府の発言は10年前と全く変わらない公式論の域を出ず失望した、このような対応では諸外国の日本に対する批判が強まることを危惧する、自分（「カ」）の発言は準備した文書に沿って行った、右文書以外の事実で日本がRTZ社よりスイス、アメリカ等経由でウランを購入し、日本の企業がRTZ社とのウラン購入長期契約を更新していることも承知していたが、詳しく発言しなかったと述べた」。

日本政府の嘘を暴く闘いの戦端は開かれた。

Ⅲ　ナミビア産ウラン「密輸」隠ぺいのカラクリ（1988年）

1988年1月、「カ」は、岩波書店が発行する『世界』に論文を発表する。そこでナミビア・ウラン密輸のカラクリを明らかにするが、その概要は次のとおり[8]。

ナミビアでウランを採掘しているのはロッシング鉱山会社。操業は1977年。同社は、イギリスの非鉄金属多国籍企業RTZ社およびその関連会社が株式の51.4%を保有する実質的な子会社である。ロッシング鉱山で採掘・精錬されたウラン精錬鉱は、イギリス・リバプールにある国営イギリス核燃料公社（BNFL）に運び込まれて六フッ化ウランに転換され、そして日本向けは大西洋を渡り、アメリカの濃縮プラントに持ち込まれ、ここでカナダ・オーストラリア・南ア産のウランと混合され（3国ともRTZ社がウラン開発）、「ナミビア産」であるとの証拠を消し、濃縮されて日本の電力会社に渡されてきた。

ナミビア産ウランは長期契約で販売されるが、販売相手国は、イギリス、スペイン、西ドイツ、台湾、フランスそして日本だった。

日本はまず1970年に、三菱商事を通して関西電力がロッシング鉱山と、1976～1985年の10年間に、8200トンのウラン輸入契約を締結する。1974年に布告第1号が制定され、同年12月19日の衆議院予算委員会でも取り上げられると、政府は「国連決議に従って処理する」と答えた。しかし、その後の政府・電力会社の対応は、ナミビア産ウランの購入の事実を契約レベルで隠ぺいしていく。

まずRTZ社が、布告逃れのためにスイスにRTZミネラル・サービス社を設立する。スイスは国連に加盟しておらず、布告の拘束を受けないことを利用したものだった。日本の電力会社、具体的には北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、九州電力の7社が商社を通じ、RTZミネラル・サービス社からのウラン購入契約を結んでいった。

しかし、この「契約」が墓穴を掘る結果となった、ロッシング鉱山から産出されたウランのマーケッティングを担っていたのは、ミンサーブ・アドミニストレーション・AGという会社で、この登記書中の住所は、RTZミネラル・サービス社とまったく同じだった。すなわち両社は同一会社だったのである。しかも同事務所は、後のNHKの調査報道でペーパーカンパニーであることが判明した。

原産国も隠蔽されていた。1988年4月13日、衆議院外務委員会に質問に立った社会党岩垂寿喜男は、日本のウラン鉱石の調達先（通産省まとめ）を示した。そこには1987年3月末日時点の既契約分（～1996年）の国別一覧が記され、岩垂は「我が国のウラン鉱石の調達先はカナダ、英国、南ア、豪州、仏国、米国、ニジェールということになっています。そしてその割合は、カナダが一番多くて31%、英国が21%、南アが11%、豪州が11%云々となっておりますが、英国ではウランはとれますか」と迫った。これに対し、田中伸男資源エネルギー庁長官官房国際原子力企画官は「イギリス国内にはウランの鉱山はないと思います」としたうえで、「日本の複数の電力会社がRTZ社と六フッ化ウラン転換後の購入契約を持っているのは事実だが、転換・濃縮のプロセスを経ており、原産国がどこかは知り得ない」と説明した。

同じRTZ社開発のウランでもカナダとオーストラリアは原産国を明示できているにも関わらず、ナミビア産ではできない。このような虚偽の説明も、事実を隠蔽したものであることは、後に判明する。

Ⅳ　国際NGOによる包囲（1988－1989年）

ナミビア産ウランは、日本の契約量が最大であることは、国際NGOでは周知の事実だった。1987年に日本がアパルトヘイト政権の南アフリカとの間で、世界第一位の貿易相手国になると、日本政府・企業をターゲットにした抗議行動・告発運動が欧米の人権市民運動団体を中心に活発となる。

1988年初頭、英国リバプールの港湾労働組合員が、ナミビア産ウランが入ったコンテナの荷揚げを拒否した。これに関連し、ロンドンの市民団体ナミビア支援委員会は、日本の電力会社が1977年からの20年間で、ナミビア産ウラン４万1851トンの購入契約を結んでおり、今回のコンテナはこの一部であることを明らかにした。

ナミビア支援委員会はロンドンの日本大使館に抗議に訪れたが、対応した大使館員が「日本のナミビア産ウラン購入は1982年に終わっている」[9]と説明したことに猛反発し、日本の電力会社の契約状況を示す米国内務省統計等を示し、再説明を求めるとともに、竹下首相あてに「日本の電力会社は布告第１号破り。各社に契約書破棄を指導し、ナミビア天然資源の違法貿易を即刻中止するよう要請する」との手紙を送った。

この年の５月、「カ」宅に、英国のガーディアン紙の記者から手紙が届く。この手紙に同封された資料は、RTZ社が出資する核燃料会社であるNUKEMのDATA SYSTEMから引きだしたもので、日本の８電力会社のナミビアウランの年度別調達計画が記されたものだった。

日本の電力会社のナミビアウラン調達計画（1987年現在）　出所：NUKEM　DATA　SYSTEM,1987

		1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
北海道電力	ナミビア	126	83	45											
東北電力	ナミビア	110	110	40											
東京電力	ナミビア	870	1040	1040	1040	1040	1040	1040	1040	1040	1040	1040			
中部電力	ナミビア	385	385	385	385										
関西電力	ナミビア	460	260	260	260	260									
	南アフリカ	490	490	490	490	490	490	305							
中国電力	ナミビア	115	115	115	115	215									
	南アフリカ	77	77	77	77										
九州電力	ナミビア	400	205	40	40										
	南アフリカ					(96	96	96	96	96	96	96	96	96	96)
日本原電	南アフリカ	60	45												
計	ナミビア	2466	2198	1925	1840	1525	1040	1040	1040	1040	1040	1040			
	南アフリカ	627	612	567	567	(586	586	401	96	96	96	96	96	96	96)

注１）日本反アパルトヘイト委員会（1989）p43より転載
注２）単位はショート・トン。
注３）九州電力は、1988年に、1990年から調達予定だった南アフリカからのウラン契約をキャンセル。生じた不足分は、オーストラリアから調達。

米国では、1986年に人権市民団体の働きかけにより「包括的反アパルトヘイト法」が制定し、南ア・ナミビア産のウランの米国への輸入を禁止したが、その適用範囲を米国で濃縮するための一時的に輸入される六フッ化ウランまで含むものかについて議論が続けられていた。1987年5月に米国エネルギー省が下院アフリカ外交小委員会に提出した資料では、東京電力と中部電力契約分のウランは「ALL Namibian」との記載がある[10]。

これらの資料は、これまで日本政府が隠蔽してきたナミビア産ウランの輸入・契約実績を裏づけるものだった。「カ」は、同資料を、関西地域で精力的に反アパルトヘイト活動を展開していた、当時、京都大学大学院生だった峯陽一[11]に送り、共同してナミビア・ウラン密輸告発キャンペーンを全国展開することとするとともに、知古のNHK記者に同資料を渡し、調査報道を依頼した。

NHKは、同年10月31日と11月1日に「密輸」のカラクリを報道した。これに先立ち、先行して運動を進めてきた関西の人権市民団体の圧力に屈した関西電力は「アパルトヘイトへの国際的非難を考慮して、南ア及び南ア支配地域産ウランを含むものの契約更新はしない」(毎日新聞10月21日付朝刊)と表明、11月1日の読売新聞では『電力各社、南ア産ウラン輸入停止、ナミビア原産含め来年から契約更新せず』の見出しで報道されることになった。同年11月21日には、南アのウラン採掘会社チュヌウェスが「大口顧客が酸化ウランの購入契約を破棄したため会社を閉鎖する」と発表したことで、同報道は裏付けられた。タイミングから言ってこの大口顧客とは日本の電力会社であり、実際に実効力を伴った抗議行動であったことも証明された。

そしてこの時点で1996年までの契約期間を有する東京電力だけがナミビア・ウランを輸入しつづけることになった。

そこで日本のナミビア・ウラン密輸告発キャンペーンの実行委員会は、世界一周東京電力包囲デモを企画、欧米の反アパルトヘイト市民団体に協力を呼びかけ、1989年3月21日の国際人権デー(日本は時差の関係から22日)に実行することにした。

行動はロンドンから始まり、東京電力ロンドン事務所前には約1000人の人権活動家が集まり、続く東京電力ワシントン事務所にも大勢の人権活動家が押し寄せた。

そして3月22日朝。NHKは東京電力ロンドン事務所に対する抗議行動の模様を報道、そして昼のニュースでは、東京電力が原産国不明のウランの購入契約はしないと発表したと報じた。3月22日の日本の東京電力本社前には、包囲する警察官よりも少ない60人ほどが集まっていた[12]。

おわりに

本稿を執筆する中で、国益とは一体何かということに思いを巡らすことになった。

他者の人権を蔑ろにし、その苦しみや悲しみを犠牲にして得られる経済的利益を死守するために嘘で真実を覆い隠すことが、はたして国益に資することなのか。その嘘が暴かれた時に失う国益に、なぜ、気付けないのか。

冒頭で記したように、時代の要請は、短期的利益を追求して環境や生活に負荷をかける成長モデルから脱して、持続性ある成長のための人権重視のビジネスに転換することである。それが本当の意味での国益に適うものなのではないだろうか。

そのためには、政府も経済界も、自分たちに批判的な立ち位置にいる世界中の人権市民団体と対話をすることが必要となっている。

日本の反アパルトヘイト運動史の研究者である牧野久美子アジア経済研究所研究員も、筆者宛私信で次のように述べている。

「反アパルトヘイト運動について報告すると、質疑応答でよく、日本の反アパルトヘイト運動の成果はあったのか（何か具体的な変化をもたらしたのか）という質問を受けてきたのですが、規模の小さな市民運動であっても、反アパルトヘイト運動の国際的なネットワークの一員として、（市民運動である）日本反アパルトヘイト委員会のメンバーが頻繁に国際会議で報告する機会があり、そこで日本政府や財界の問題を指摘し続けたことは、日本政府・外務省にとって大きな関心事であった（少数の市民の運動だからと無視できるものではなかった）」。

最後に、「カ」とは誰か。

それは20歳代後半の筆者である。

若くても、何の権限も持ち合わせていなくても、志を同じくする仲間とつながり行動を起こせば、政府や企業のパフォーマンスを変えさせることはできる。

この拙文を読まれた、当時の私に比べたらはるかに優秀な皆さんに、是非とも伝えたい。「自分を信じよう、仲間を信頼しよう、そうすればなんでも叶う」。

【参考文献】 ２、３、６の資料は、立教大学共生社会研究センターに収納されている。

1　上林陽治（1988）「ナミビア不法統治を支える日本」『世界』（509）1988年１月

2　上林陽治（1989）「ナミビア・ウランの密輸を許すな」『アンチアパルトヘイトニュースレター』（10）1989年２月

3　日本反アパルトヘイト委員会（1989）『ナミビアの独立：ウランの密輸と日本』同委員会発行

4　遠藤安彦（1995）「国連ナミビア理事会の国際統治」『法政論叢』（31）

5　永原陽子（2013）「ポストコロニアル・アフリカのウラン鉱山―ナミビアとフクシマの間―」『神奈川大学評論』（76）

6　牧野久美子・津山直子（2016）「私と南部アフリカとの関わり　峯陽一さんに聞く」『アフ

リカNOW』（105）2016年6月
7　牧野久美子（2022）「反アパルトヘイトの旅の軌跡」大野光明・小杉亮子ほか編『越境と連帯—社会運動史研究4』新曜社

---

[1]国連ナミビア理事会の機能については、遠藤安彦(1995）を参照。

[2]本稿で使用する「ナミビア即時独立のための国際会議」関連外務省文書は、30年ルールに基づき公開されたもので、牧野久美子アジア経済研究所研究員の提供による。謝してここに記す。なお文責はすべて筆者にあることをお断りする。牧野久美子（2022）も参照。

[3]1986年7月1日外務省国連大使発外務大臣宛「ナミビア即時独立のための国際会議」第1758号電報暗秘至急。また「カ」とは、当該外交文書に表れたある人物の略称である。

[4]1986年7月4日外務大臣発オーストリア大使宛（外務省国際連合局長ほか決裁）「ナミビア即時独立のための国際会議」1022号大至急。

[5]1986年7月7日外務大臣発オーストリア大使宛「ナミビア即時独立のための国際会議」第1026号大至急国政1026号。

[6]「ナミビア即時独立のための国際会議」における「カ」のリポートは、1986年7月9日付毎日新聞夕刊「国連が禁止の天然資源　日本の輸入増大“告発”」として報道された。上林陽治（1988）も参照。

[7]1986年7月8日オーストリア大使発外務大臣宛「ナミビア即時独立のための国際会議」第1163号至急。

[8]以下の記述は、その後の調査結果を踏まえたもの。詳細は、上林陽治（1989）2-7頁参照。

[9]これが当時の外務省の公式見解。「ナミビア即時独立のための国際会議」における外務省の対処方針から一歩もでていない。

[10]上林陽治（1989）4-5頁。なお、エネルギー省提出資料には、南ア・ナミビア産のウランの輸入を全面禁止した場合、海外の電気事業者がアメリカに支払う年間2～3億ドルの利益を失うことになり、得策ではないと注意書きされていた。

[11]現在、同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授。主著に『南アフリカ「虹の国」への歩み』『2100年の世界地図』（いずれも岩波新書）。牧野久美子・津山直子（2016）も参照。

[12]世界一周東京電力包囲デモからちょうど1年後にナミビアは独立した。独立後も日本の電力会社のナミビアからのウラン輸入は継続したが、2011年の福島原発事故で、日本の原子力発電所の稼働停止が相次ぎ、ナミビア・ウランの輸入が止まった。ロッシング鉱山では急激な業績悪化により、2013年3月には従業員の2割を解雇する事態にまで発展した。「アパルトヘイト時代以来一貫してウランを輸入し続け、原発を動かしてきたのが日本である。フクシマ後に「脱原発」を語るとき、このような世界のつながりの全体を視野に入れないわけにはいかない」永原陽子（2013）を参照。